もりおか
# 農委だより
No.116
令和６年８月号

発行／盛岡市農業委員会
〒 020-8532
盛岡市津志田14地割37番地2
電話　019-639-9034（業務係）
019-601-5072（農地係）

## 五穀豊穣を願って害虫を追い払え！
### ～西見前・虫追い祭り～

令和6年6月29日、見前地区では青空の下、地区の伝統的な行事である「虫追い祭り」が実施されました。午前10時に出発地の北野神社にて祝詞（のりと）が捧げられ、地元の子供たちが鐘や太鼓を鳴らしながら田んぼの周りを練り歩きました。

「虫追い祭り」とは、鐘や太鼓を鳴らしたり、ほら貝を吹いたりしながら、田んぼの畦を歩き回り、害虫を追い払う祭りです。地域によって様々な形式で行われており、害虫を追い払うことで農作物の成長と豊作を祈願していたことが起源だとされています。また、近年は害虫被害だけでなく、病気による農作物被害が多発していることから、「無病息災」を祈る意味合いも込められています。

見前地区での「虫追い祭り」は、昔は大人のみで行われていましたが、次第に子供たちも祭りの輪に加わるようになり、現在は子供会が主体となって運営される催しとなっています。

「虫追い祭り」が、地元の子供たちが農業の大切さを学ぶ機会として続くことを願います。

【見前地区調査会】

## 法人化で「衆力功をなす」
### ～渋民地区・合同会社山藤農園～

令和五年三月、山本藤幸（やまもとふじゆき）さんが代表を務める「合同会社山藤農園」が農地所有適格法人として認定されました。

法人化に乗り出したきっかけとなったのは、父親から農業経営の移譲を受けた際に、従業員を雇用し、安定した経営を行っていくためには、法人形態の方が環境を整えやすいと考えたことでした。

しかし、法人化を決意したものの、実現に向けた相談ができる機関がなく、手探りの状態で行う必要があり、法人化実現は順調には進みませんでした。山本さんは、「法人化を実現できるのか」、「実現したあと経営を維持していくことができるのか」と、不安が絶えない日々だったと語っています。

その後の農業経営においては、「法人化したことにより、個人経営の時には考えることがなかった点にも目が向くようになった」と山本さんは語っています。従業員の増加に対し、効率的に作業を行うため、指示の出し方や安全かつ衛生的な労働環境の整備を意識するようになりました。

さらに、いままでは、米が生産の主体となっていましたが、多種多様な技能を持つ人材を雇用できたことで、米以外の生産を手掛けられるようになりました。

現在は、渋民地域に根付く在来種であり、「盛岡特産6品目」の一つである「黒平豆」の生産や、そのほか地域の気候に適した野菜作りも行っています。

今後の会社の在り方について、山本さんは、「生産環境を整えつつ、地域の雇用創出に貢献し、米のみにこだわらず、いろいろな可能性を探っていきたい。そして、『食べ物を作る』というやりがいを感じながら社員が幸せに働くことができる会社にしていきたい。」と抱負を語りました。

【渋民地区調査会】

# ～地域計画策定への取り組み～

## ～地域計画とは～

「人・農地プラン」を土台に、農業者や地域の関係者と話し合いのもと、地域の田や畑など、農地利用の将来の姿を明らかにする設計図です。

## 都南・太田地区の「地域計画」が策定されました！

都南・太田地区では、令和６年２～３月の間に地域ごとに座談会を行い、その結果を基に、令和６年６月３日に「地域計画」が策定されました。

座談会では、「農業経営意向に関する調査」の回答結果を基に作成した「現状地図」を参考に、農地一筆ごとの概ね10年後の担い手の検討や、現在地域で抱えている課題等について議論を重ねました。

「地域計画」の詳細は以下ＱＲコードからご確認ください。

農地の現状について話し合う様子

## 農地利用の目標地図のイメージ

現状地図　　目標地図

「農業経営意向に関する調査」に対する回答を基に、農地を色付けした「現状地図」を参考に、話し合いを行い、将来の担い手を示した「目標地図」を作成します。

## 今後の計画の進め方

都南・太田地区以外の８地区につきましても、以下の期間で座談会を開催し、将来の担い手について協議を進めています。

なお、担い手が少ない地域では、地域外からの新たな担い手も想定しながら話し合い、計画書をまとめ、令和６年度中に「地域計画」が策定される予定です。

| 地区 | 話し合いの時期 |
|---|---|
| 本三、越場・下鹿妻 | 令和６年７月に実施済み |
| 東部 | |
| 厨川 | 令和６年11月に実施予定 |
| 渋民 | 令和６年９月に実施予定 |
| 巻堀 | |
| 玉山、薮川 | 令和６年８月に実施済み |

## 農地の貸借・売買手続きが変わります！

令和５年４月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農用地利用集積計画に基づく農地の貸借や売買を行う「利用権設定等促進事業」が「農地中間管理事業」に一本化されます。

令和６年８月11日以降に農地の貸借もしくは売買をされる場合は、右記手続きとなります。

| 手続きの種類 | 相談窓口 |
|---|---|
| 農地法第３条による許可申請 | 農業委員会事務局 農地係　☎601-5072<br>農業委員会事務局 玉山分室 ☎683-3856 |
| 農地中間管理事業（農地バンクを介した貸借） | 農林部農政課　経営支援係 ☎613-8458<br>玉山総合事務所 産業振興課 農政商工係 ☎683-3852 |
| 利用権設定等促進事業（基盤法に基づく相対契約）＜廃止＞ | 農業委員会事務局　農地係 |

## 農地中間管理事業とは？

農地の借受・買入

賃料・売買代金の支払

農地の貸付・売渡

賃料・売買代金の徴収

農地所有者

農地バンク（農地中間管理機構）

耕作者（※）

売買・贈与については、農業委員会事務局まで御相談ください！

【農地所有者のメリット】
・賃料は、農地バンクから確実に支払われます。（※契約賃料から手数料を差し引いた金額が支払われます。）
・貸付期間満了時は、確実に農地が戻ります。
・農地バンクを通じた貸借・売買をした場合、税制の優遇措置が適用されます。

【耕作者のメリット】
・複数の所有者から農地を借りても、賃料の支払いを一本化できるので、支払事務を軽減できます。
・農地所有者に相続があっても、農地所有者は農地バンクに農地を貸し付けているので、改めて契約手続きを行う必要はございません。
（※認定農業者など一定の要件を満たす方のみ対象）

## 農地を相続した際の手続きを！

### １ 法務局で相続登記

**令和６年４月１日から相続登記が義務化されました！**

農地を相続したら、３年以内に相続登記の申請をしなければなりません。なお、令和６年３月31日までに相続した場合も義務化の対象になります。
（※ただし、３年間の猶予期間あり。）

正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料（行政上のペナルティー）の適用対象となります。

ご自身でも登記は可能ですが、司法書士に依頼（有料）するのが、一般的です。

### ２ 農業委員会への届出

**農地法第３条の３の規定による届出が必要です！**

１で完了した「登記書類」と「認印」を持参し、農業委員会事務局窓口において手続きをしてください。

詳細はこちらから！

農業委員会事務局
農地係　☎601-5072

## 耕作証明書申請時の押印を廃止しました

令和６年４月１日から、耕作証明書申請の際の押印を廃止しました。

つきましては、窓口にいらした方（本人または代理人）の本人確認を行いますので、耕作証明書の申請時には、以下のものを農業委員会事務局窓口まで持参してください。

**持ち物**

① 耕作証明書交付申請書
　※法人分を申請される場合は、法人印の押印が必要です。
② 盛岡市の収入証紙（1通あたり300円）
③ 本人確認書類
　・個人情報カード（マイナンバーカード）
　・運転免許証
　・旅券（パスポート）など
④ 委任状（代理人が申請を行う場合のみ）
　※委任状には、委任者の押印が必要です。

本人確認書類の詳細や申請書様式は、右記ＱＲコードからご確認ください。

農業委員会事務局 業務係 ☎639-9034

## 農地の売買情報

| | No | 農地の所在 | 地目 | 面積(a) | 申出価格 |
|---|---|---|---|---|---|
| 売渡 | 1 | 中太田　小沼 | 田 | 8a | 応談 |
| | 2 | 猪去　堰合 | 田 | 41a | 応談 |
| | 3 | 上飯岡　7 地割 | 田 | 28a | 応談 |
| | 4 | 乙部　26 地割 | 田 | 70a | 応談 |
| 買受 | 1 | 太田地区 | 畑 | 50a | 応談 |

農地の売買を希望される方は、
お気軽にお問い合わせください。
農業委員会事務局農地係　☎601-5072

## 農地パトロールを実施しています！

農業委員会では、農地利用状況調査を実施しています。調査のため、農業委員等が農地に立入る場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

遊休農地化してしまうと、雑草・病害虫・有害鳥獣が発生し、周辺農地や住民の生活環境に影響が及ぶ心配があります。農地の適正な管理をお願いします。

## 動物の餌場対策に御協力ください

盛岡市内において、カラスやハクビシンなどによる糞害・農作物への被害が発生しています。

追払いや捕獲だけでは被害は減りません。被害を減らすために野生動物のエサ場対策に御協力ください。

**エサ場対策**

①農地に収穫しない農作物を放置しない。
埋める、シートで覆うなど、動物から見えないようにしましょう。
②畜舎への侵入口をなくす。
隙間にネットを張るなどして、家畜のエサだけでなく、家畜への被害も減らしましょう。

盛岡市環境部環境企画課
☎019-613-8419(直通)

## 「農委だより」は市ホームページでもご覧いただけます！

過去の「農委だより」は、令和２年分から、盛岡市ホームページで公開しています。

左記ＱＲコードを読み取ってご覧ください。

## 農業者年金に加入しませんか？ ～将来の安全のために～

これらを満たせばどなたでも加入できます！

① 65 歳未満
※ 60 ～ 65 歳の方は、国民年金の任意加入が必須。
② 年間 60 日以上
③ 国民年金第１号被保険者

詳しくは農業委員会事務局、ＪＡの窓口、あるいは農業者年金基金ＨＰ(右記ＱＲコード)からご確認ください。

## 農繁期の農作業事故・農作物被害にご注意を

**令和６年度岩手県農作業安全スローガン**
**「ひと休み　急がば回れ　農作業**
**ゆとり忘れず　安全管理」**

農繁期は、作業者の不注意や誤った農業機械の操作による事故が多発しています。農作業中の事故発生防止のため、以下の点に注意しましょう。

・ほ場周辺の危険箇所を確認すること。
・機械作業時は<u>シートベルト</u>と<u>ヘルメット</u>を着用すること。

また、近年は、農作物の育成が進むにつれ、ニホンジカやツキノワグマをはじめとした有害鳥獣による被害が多数発生しています。

農作物被害の報告方法や、クマ出没情報については、右記ＱＲコードからご確認ください。

## 全国農業新聞を購読しませんか

一週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取組などを幅広く伝え、経営発展に役立つ新聞です。

・発行日　毎週水曜日
・購読料　１ヶ月700円(送料・税込)
・申込み　農業委員会事務局

詳しくは右記 QR コードから御確認ください。